

タクシー領域における電気自動車の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務（車両充電関係）に係る仕様書

#### 1. 件名

タクシー領域における電気自動車の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務（車両充電業務）（以下「本件業務」という。）

#### 2. 実施期間

データ取得に用いる充電設備の受電開始日から2026年3月31日まで。ただし、本研究開発のため必要とGOが判断した場合、GOが指定する契約期間に更新されるものとする。

#### 3. 目的

GO株式会社（以下「GO」という。）は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が執行を担うグリーンイノベーション基金に基づいて実施される「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクトへ参加し、同基金の助成を受けて、タクシー領域において電気自動車（以下「EV」という。）を運用し、運行・車両・エネルギー利用に関するデータを継続的に取得するとともに、当該データや外部データ等を活用し、EVについて運行管理と一体的にエネルギーマネジメントを行うシステムを構築するための研究開発を行う（以下「本研究開発」という。）。本業務は本研究開発に必要なEVの充電に関するデータ（別表1に定める項目、仕様等の詳細を満たすものをいう（以下「充電データ」という））の取得および当該充電データ取得に必要なEVの運行管理を受託者に委託するものである。

#### 4. 業務の内容

- (1) 「電気自動車等の運行管理およびデータ取得業務（車両運行関係）委託契約」（以下「車両運行データ取得契約」という）に基づいて調達したEVをタクシー事業（道路運送法第3条第1項第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）において運用するために別表2に定める条件を満たす充電設備を受託者の費用負担において調達し、当該EVを配置する自動車車庫に設置すること
- (2) 以下のいずれかの場合、受託者の費用負担において前号の充電設備に加えて新たな充電設備を追加調達すること
  - 1 GOと受託者が車両運行データ取得契約を新たに締結することにより受託者が新たに調達したEVを運用するために、当該EVを配置する自動車車庫等への充電設